

1. 通帳の不発行

普通預金・定期預金により総合口座を開設するにあたっては、総合口座取引規定、普通預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定、利息分割受取型定期預金規定、変動金利定期預金規定、期日指定定期預金規定、据置期間付定期預金規定、総合資産管理通帳「グランプリ」規定にかかわらず通帳は発行しないものとします。

2. 通帳不発行にかかる特約

- (1) 本契約では必ずキャッシュカードを発行します。
- (2) 本契約では預金者はほくぎんダイレクトバンキングサービス（ダイレクトA）（以下ダイレクトAといいます）もしくは北陸銀行ポータルアプリ（以下ポータルアプリといいます）を契約するものとし、普通預金の残高・入出金明細、定期預金の預入明細等はダイレクトAの取引照会サービスもしくはポータルアプリのWeb照会サービスにより確認するものとします。（定期的なお取引明細の送付等はいりません。）
- (3) 預金者が取引明細書の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。
- (4) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書換継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を当店の窓口へ提出するものとします。
- (5) 上記の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を当行の窓口へ提出するものとします。

3. 特約の解約

次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなく上記2の特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合は、解約日から普通預金規定または総合口座取引規定のみが適用されるとともに通帳が発行されるものとします。

- (1) ダイレクトAおよびポータルアプリのいずれも解約された場合
- (2) 上記2の特約に違反した場合。

4. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、総合口座取引規定、総合口座取引追加規定、普通預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定、利息分割受取型定期預金規定、変動金利定期預金規定、期日指定定期預金規定、据置期間付定期預金規定、総合資産管理通帳「グランプリ」規定、キャッシュカード規定、デビットカード規定、口座振替依頼書電子受付サービス取引規定、ほくぎんダイレクトバンキングサービス（ダイレクトA）ご利用規定および北陸銀行ポータルアプリ利用規定を準用するものとします。
- (2) 本規定、総合口座取引規定、総合口座取引追加規定、普通預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定、利息分割受取型定期預金規定、変動金利定期預金規定、期日指定定期預金規定、据置期間付定期預金規定、総合資産管理通帳「グランプリ」規定、キャッシュカード規定、デビットカード規定、口座振替依頼書電子受付サービス取引規定、ほくぎんダイレクトバンキングサービス（ダイレクトA）ご利用規定および北陸銀行ポータルアプリ利用規定の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

5. 規定の変更

- (1) 本規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (2) 前項の変更については、当行の定める方法にて告知することとします。

以上